



企業法務セミナー

債務者が会社分割を行った 場合の対応について

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

当社はA社に貸金債権を有していますが、A社は突然、会社分割により新たに株式会社であるB社を設立し、A社所有の土地をB社に所有権移転してしまいました。A社の財産としてはB社に所有権移転された土地以外にめぼしいものはなく、A社は今や資力が乏しい状況です。当社としては、どのように対応すればよいでしょうか。

1 株式会社の新設分割

会社法では、株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割によって新しく設立する会社に承継させる、新設分割という手続があります（会社法2条28号、762条以下）。新設分割をした会社（質問ではA社）のことを「新設分割会社」、新設分割によって設立された会社（質問ではB社）のことを「新設分割設立会社」と称しますが、ここでは便宜のため、新設分割会社を「分割会社」、新設分割設立会社を「設立会社」と呼ぶこととします。

新設分割は、自社の特定の部門を分離することで業務の効率化を図ったり、不採算部門を切り離すことで財務状況を向上させたりすることを目的として利用されています。一方で、債務超過に陥っている会社が財産を隠匿し、強制執行を免れ

る目的で、新設分割によって設立した会社に財産を移転する、という濫用的な事例もみられ、問題視されています。

2 会社法上の債権者保護手続

会社法は、会社分割に際して、債権者による異議（会社法810条1項2号）や新設分割無効確認の訴え（会社法828条1項10号）等の債権者保護手続を設けていますが、いずれも、分割会社に対して債務の履行を請求することができる債権者は一定の場合を除き対象外とされています。

当社としては、土地の譲渡を受けて資産を有するB社（設立会社）に対して請求したいところと思われそうですが、設立会社は分割会社とは異なる法人格であるため、特に設立会社が分割会社から債務を承継したり、連帯保証をしたりした場合でない限り、分割会社の債権者は、設立会社に債務の

履行を請求することができないのが原則です。

3 新設分割の詐害行為取消し

分割会社の債権者としては、債権回収の手段として、民法上の詐害行為取消権を行使するという方法が考えられます。

民法424条1項は、債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為（詐害行為）の取消しを裁判所に請求することができるとしていますが、民法424条2項が、財産権を目的としない法律行為については適用しないと定めていることから、会社の組織に関する行為である新設分割を詐害行為であるとして取り消せるかが、問題となっていました。

この点について、最高裁平成24年10月12日判決は、分割会社に債務が承継されていないために債務の履行を請求することができない債権者は、民法上の詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができ、債権の保全に必要な限度で設立会社への権利の承継の効力を否定することができる」と判断し、詐害行為取消権の行使を認めました。

この事案は、3300万円の不動産を設立会社に移転させ、その対価として設立会社の株式全部を取得したが、その価値は資産及び負債の状況等に照らして100万円程度とみられるという事案でしたが、最高裁は、「株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。」と判示したうえで、当該事案において分割会社の責任財産である不動産を設立会社に移転させたことが、債務者の責任財産を減少させる詐害行為に当たると判断しました。

この詐害行為取消権を行使する場合、詐害行為取消権は詐害行為の相手方（本件でいえばB社）に対する訴訟を提起して行使することになります。

新設分割の詐害行為取消しは、設立会社の設立自体を取り消すことにはならず、債権の保全に必要な範囲で個々の財産の移転を取り消すこととなります。具体的には、現金、土地、建物、商品等の設立会社への承継が取り消され、分割会社の債権者は取消しにより分割会社へ戻った財産から自己の債権を回収することができることとなります。

4 設立会社から回収する方法

また、これまでの裁判例では、会社分割の効果認めながら、設立会社から直接回収する方法として、法人格を濫用しているとして分割会社と設立会社の法人格が異なることを否認して設立会社への請求を認めた事例（福岡地裁平成22年1月14日判決）や、会社法22条1項の商号統用責任を類推適用して直接B社への請求を認めた事例（最高裁平成20年6月10日判決）などがあります。

ただ、法人格濫用を理由として法人格を否認するには、①支配の要件（法人格が株主により意のままに道具として支配されていること）、②目的の要件（支配者に違法又は不当の目的があること）が必要であるとされており、商号統用責任の類推適用をするには、設立会社が分割会社と同一の商号あるいは名称等を使用していることが必要となります。

5 本件の場合

以上のように、当社の対応としては、B社に対して詐害行為取消権を行使し、土地をA社に戻させ、そのうえでA社から回収するという方法や、法人格否認の考え方や商号統用責任の類推適用に基づきB社に対して直接請求する方法などが考えられます。

当社としては、A社の会社分割後の財産の状況や、会社分割がなされた前後の経過、A社とB社の役員等の状況、B社がA社と同一の商号又は名称を用いているか、等の様々な事情を踏まえて、いずれの方法をとるのが最適かを判断する必要があります。